

公害診療報酬のご請求について（病院、診療所の皆さまへ）

1 公害医療手帳

公害医療手帳は、被認定者の資格を判断するものであり、被認定者がその認定疾病に係る療養の給付を受けるための証明書としての役割を果たしています。被認定者は、その認定疾病に係る療養の給付を受けるために医療機関を受診する場合には、この手帳を窓口に提示することになっています。各医療機関においては、診療に先立ち、公害医療手帳によって被認定者の氏名、認定疾病の名称、認定有効期間等を確認してください。※本市認定患者の方へは、記号番号「名公〇〇－〇〇〇〇」が記載された緑色の公害医療手帳を交付しています。

2 診療（療養の給付）の範囲

被認定者は、公害医療手帳を提示して認定疾病に係る診療等を受けることになりますが、その対象となる医療の範囲は次のとおりです。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護移送

3 窓口での医療費の取扱い

指定疾病とその続発症の治療に係る医療費については、その全額を本制度で負担することになっていますので、健康保険制度のように患者から一部負担金を徴収していただく必要はありません。入院時食事療養費の標準負担額についても同様の取扱いです。

なお、被認定者であっても、認定疾病以外の疾病の治療を受けた場合及び公害医療手帳の有効期間が切れている場合には本制度は適用されませんので、ご注意ください。

4 処方せんの取扱い

医療機関が被認定者への投薬のため処方せんを発行する場合には、公害医療に係るものであることが調剤薬局でわかるように欄外に「公害」と表示（他疾病分が混在するときは公害分にアンダーラインを引く、他疾病分を線抹消するなど）するとともに、公害医療手帳の記号番号（名公〇〇－〇〇〇〇）を記載してください。

なお、調剤薬局から公害医療の適応として認められない薬剤の請求があった場合には、処方せんを発行した医療機関から査定・減額することとなります。

5 公害診療報酬の額の算定

(1) 公害疾患特掲診療費

公害疾患特掲診療報酬は、全て1点あたり10円の単価を乗じて算定します。

	名 称	点 数	摘 要
診 察 料	公害疾患相談料 (月2回まで算定)	28点 (280円)	・初診料を算定する初診の日には算定できない。
	公害外来療養指導料 (月1回算定)	510点 (5,100円)	・初診日から1月以内及び退院の日から1月以内は算定できない ・特定疾患療養指導料、在宅時医学総合管理料及び在宅療養指導管理料を算定している患者には算定できない。
	ネブライザー加算 (月1回算定)	71点 (710円)	・居宅において療養を行っている患者にネブライザーを貸与した場合に公害外来療養指導料に加算する。
入 院 料	公害入院療養指導料 (1日につき)	75点 (750円)	・病院であって入院期間が3月以内について算定できる。
	※公害を主病とする 入院に限る	125点 (1,250円)	・病院であって入院期間が3月を超えた期間について算定できる。
	清浄空気室管理料 (1日につき)	58点 (580円)	・別に環境大臣の定める施設基準に適合していると認められる清浄空気室に患者を収容した場合に算定する。

<請求にあたっての注意点>

- ・患者又はその看護に当たっている者等から電話によって治療上の意見を求められて指示した場合には再診料が算定できるが、この場合に指定疾病に関して相談を受けたときには公害疾患相談料も併せて算定できる。
- ・公害外来療養指導料は、指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示又は指導（温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法、若しくは呼吸器訓練療法の指導を含む。）を行った場合に算定する。
- ・同一日に再診があってもその都度公害疾患相談料は算定できる。
- ・往診を行った日であっても、公害疾患相談料及び公害外来療養指導料は算定できる。
- ・指定疾病以外の疾病を主とする入院中は公害入院療養指導料が算定されていないため、退院の日から1月以内の日に係る公害外来療養指導料は算定できる。
- ・退院時に在宅酸素療法指導管理料を算定した場合にあっては、退院の日の公害入院療養指導料は算定できない。
- ・ネブライザー加算は、公害外来療養指導料の加算であるため、公害外来療養指導料が算定できない初診の日及び退院の日1月以内は算定できない。

(2) その他の診療報酬

公害疾患特掲診療費以外の診療費に係る診療報酬は、健康保険法に基づく医科診療報酬点数表の例によって算定した点数に、1点当たりの単価を乗じて行うことになっています。この場合における1点当たりの単価は次のようになっています。

- ア 薬剤料、特定保険医療材料等の費用 10円
- イ 初診料、再診料、注射、処置、手術、検査、画像診断などの技術料及びその加算
- (ア) 公害診療報酬明細書により請求する診療費（入院分） 12円
- (イ) 公害診療報酬明細書により請求する診療費（入院外分） 15円

6 請求について

名古屋市への診療報酬の請求は、公害専用の「公害診療報酬等請求書（病院・診療所用）」（以下「請求書」という）と「公害診療報酬明細書」（以下「レセプト」という）を使用していただきます。

認定番号順に並べたレセプトの上に請求書を添え、左上をホチキスで留めたうえで提出してください。また、入院・入院外レセプトがある場合は、入院レセプトが上になるように並べてください。（右図参照）

請求書とレセプトは、診療月の**翌月10日まで（必着）**に、名古屋市環境局公害保健課（郵送可）へ提出してください。

期限を過ぎて到着した場合は翌月分として取り扱います。

郵送先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局

公害保健課給付担当

<初めて公害診療報酬をご請求される医療機関の皆さまへ>

初めて公害診療報酬を請求される時は、振込先（金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号及び口座名義人）を記載した口座振替申込書の届けが必要になります。必要な書類をお送りしますので、**必ず公害保健課**（電話：052-972-2689）までご連絡ください。

散逸しないよう、左上をホチキスで留めてください

公害診療報酬明細書 令和04年3月分 2

公害診療報酬明細書 令和04年3月分 3

公害診療報酬明細書 令和04年3月分 1

令和4年3月分 公害診療報酬請求書 病院 診療所用 様式第一号

区 分	入 院		入 院 外		手 数 料	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
請求額	2 件	123,700 円	13 件	82,750 円	15 件	4,950 円
※ 決定額						
※ 決定合計額						

上記のとおり請求する。

請求書を一番上にしてください。
その下に、レセプトを認定番号順に並べてください。入院・入院外がある場合は、入院レセプトが上になるように並べてください。

(注) ※印の欄には記入しないこと。
医療機関コードも必ず記入すること。

名古屋市提出用

7 請求書及びレセプトの作成

(1) 公害レセプト記載の方法

診療内容の摘要欄記載は、一般のレセプトと同様です。点数欄については、公害疾患特掲診療費と薬剤料、フィルム代等の材料費を「1点10円」欄に、その他を「1点12円」欄（入院）又は「1点15円」欄（入院外）にそれぞれ点数を記入してください。

請求書とレセプトの具体的な記入方法については、公害診療報酬等報酬請求書及び公害診療報酬明細書に関する記入例を参考にしてください。

→（資料1、資料2、資料3及び資料4参照）

なお、請求書の請求金額の欄につきましては、訂正が認められていませんので、誤ってしまった場合は再度作成しなおしてください。

(2) 公害レセプト記載にあたっての注意事項

疾病名欄(1)欄においては、当該被認定者の公害医療手帳に記載されている認定疾病に付された記号を○で囲んでください。疾病名欄(2)欄については、当該診療報酬請求に係る診療の対象とした認定疾病の続発症名を全て記載してください。

8 医療費（診療報酬）の審査及び決定

公害レセプトは、被認定者の資格、請求点数の確認等、事務点検の後、名古屋市公害診療報酬審査委員会において、診療内容等について審査を行ったうえで支払額を決定します。

医療費の支払は、口座振替申込書により事前に登録していただいた金融機関の口座への振り込みにより行います。振込予定日は、請求月の翌月7日（1・3・5月は13日）ですが、振込予定日が金融機関の休業日に当たるときは直後の金融機関営業日となります。請求額と支払額との間に増減があった場合には、増減通知書において増減額及び増減理由をお知らせします。

また、公害レセプトに記載不備がある場合又は診療内容等に疑義がある場合には、その理由等を付記した付箋を貼付し、返戻させていただきますので、必要な修正、説明等の補記を行い、再提出してください。

なお、療養の給付に関し必要があると認めるときは、公健法の規定に基づき、報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出等を求め、又は施設に立ち入り、診療担当者等に説明を求める場合がありますので、ご承知おきください。

資料1

令和 5年12月分 公害診療報酬等請求書 (病院用)

様式
第一号

診療年月を記入 (請求書は診療月ごとに作成してください。)

区 分	入 院		入 院 外		手 数 料	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
請 求 額	2	123,700	13	82,750	15	4950
* 決 定 額						
* 決 定 合 計 額						

入院分と入院外分のレセプト
の件数を合計して記入 (※)

上記のとおり請求する。

入院、入院外の区分ごと
にレセプトの件数と請求
金額を合計して記入

(※) の件数に@330円を
乗じた金額を記入

令和 6 年 1 月 4 日

診療年月の翌月1日
以降の日付を記入

医 療 機 関 コ ー ド

公害医療機関 { 所在地
名 称

開設者の氏名又は名称

7桁の医療機関コードを忘れ
ずに記入してください。

0600001

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

環 境 内 科

院長 環 境 保 夫

(あて先)
名 古 屋 市 長

(注) ※印の欄には記入しないこと。
医療機関コードも必ず記入すること。

(名古屋市提出用)

＜公害診療報酬明細書（入院） 記載例＞

認定疾病が主病の場合

公害診療報酬明細書（入院） 令和 05 年 12 月分

1

様式第二号(一)

公害医療手帳の記号番号		名公		9・9 - 9・9・9・9	
氏名	公害 保健			公害医療機関の所在地及び名称 名古屋市中央区三の丸三丁目1番2号 環境総合病院	
(1)男	2女	1明	2大	(3)昭	4平
(3)0		年生		必ず記入してください。	
疾病名	(1) イ 慢性気管支炎 ハ ゼン息性気管支炎 (2) ステロイド性骨粗鬆症 (3) 急性呼吸不全				(1) 気管支ぜん息 ニ 肺気しゅ
診療開始日	(1) 57年2月1日 (2) 15年4月3日 (3) 22年9月24日				診察回数 2回
入院期間と一致させてください。					
①初診	時間外・休日・深夜	回	(1点12円)点	(1点10円)点	※退院年月日 令和3年3月22日
②医学管理			235		13. ※特定薬剤治療管理料(4月目以降) 初回算定日 平成15年4月3日 テオフィリン 235×1
③在宅					21. ※テオドール錠200mg 2錠 3×29 ※キプレス錠10mg 1錠 16×29 ※ワンアルファ錠1.0μg 1錠 4×29 (退院時各7日分処方) ※レスプレック錠20mg 3錠 2×14 23. ※アドエア250ディスカス60プリスター 730×1 (退院時処方) 33. ※点滴注射 KN3号輸液 200ml 1袋 リンデロン注2mg(0.4%) 1A 34×11
④投薬	④1 内服 87単位		695		40. ※ネブライザー ※インター吸入液1%2ml 1管 ベネトリン吸入液0.5%0.3ml 5×21
⑤外用	⑤1 外用 1単位		730		60. ※経皮的動脈血酸素飽和度測定 ※CRP(定量) 16×1 ※尿一般 26×1 ※末梢血液像、末梢血液一般 36×2 ※血液化学検査(10項目以上) BUN、クレアチニン、尿酸、Na及びCl、K、Ca、 P、総蛋白、アルブミン、総ビリルビン、 GOT、GPT、LDH、ALP、γ-GTP 109×2
⑥調剤	⑥1 調剤 7日		49		※検体検査管理加算(Ⅰ) 40×1 ※血液学的検査判断料 125×1 ※生化学的検査(Ⅰ)判断料 144×1 ※免疫学的検査判断料 144×1
⑦麻毒	⑦1 麻毒				70. ※胸部単純撮影(デジタル撮影) 電子画像管理加算(単純撮影) 電子媒体に保存 210×1
⑧調剤	⑧1 調剤				90. ※患一般6(14日以内)(環境)(3級地) 1897×14 ※患一般6(15~30日以内)(環境)(3級地) 1639×8 ※公害入院療養指導料 75×22
⑨注射	⑨1 注射 回		374		
⑩処置	⑩1 処置 21回		105		
⑪検査	⑪1 検査 回		815		
⑫画断	⑫1 画断 1回		210		
⑬その他	⑬1 その他 回				
⑭入院	⑭1 入院年月日 令和3年3月1日				
⑮病診	⑮1 病診 入院基本料・加算				
⑯第一般	⑯1 第一般 1897 × 14 日間		26558		
⑰環境	⑰1 環境 1639 × 8 日間		13112		
⑱3級地	⑱1 3級地 × 日間				
⑲公害入院療養指導料	⑲1 公害入院療養指導料 75 × 22 日間		1650		
⑳清浄空気室管理料	⑳1 清浄空気室管理料 日間				
㉑その他	㉑1 その他 日間				
㉒小計	㉒1 小計		① 40979 点	② 3554 点	
㉓食費	㉓1 食費 基準 640 円 × 64 回		40960 円		
㉔食事	㉔1 食事 50 円 × 22 日間		1100 円		
㉕小計	㉕1 小計		③ 42060 円		
㉖合計	㉖1 合計		491748 円		
㉗	㉗1 ④ 12円×①		35540 円		
㉘	㉘1 ⑤ 10円×②		50472 円		
㉙	㉙1 ⑥ 1.2×③		577760 円		
㉚	㉚1 ⑦ ④+⑤+⑥				
㉛決定	㉛1 決定				

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

資料3

<公害診療報酬明細書（入院） 記載例>
 公害診療報酬明細書（入院） 令和 05 年 12 月分

認定疾病以外が主病
 （他法入院）の場合

公害医療手帳の記号番号 名公 99-9099

氏名 公害 保健 ①男 2女 1明 2大 ③昭 4平 30年生

公害医療機関の所在地及び名称 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 環境総合病院

診療開始 (1) 57 (2) 15 年 4 月 3 日 転 砂 亡 止 (3) 22 年 9 月 14 日 病実日数 7

疾病名 (1) イ 慢性気管支炎 (ロ) 気管支ぜん息
 ハ ぜん息性気管支炎 ニ 肺気しゅ
 (2) ステロイド性骨粗鬆症
 (3) 急性呼吸不全

他法入院の場合は、入院していた日数ではなく、「入院中に認定疾病の治療を行った日数」を記入してください。

明細書右上の「1」を消したうえで、4と記入してください。

必ず記入してください。

他法で入院している旨を摘要欄に必ず記入してください。

※他保険にて入院
 ※退院年月日 令和 3 年 3 月 22 日

※点滴注射
 KN 3 号 輸液 200ml 1 袋 34 × 1
 リンデロン注 2mg(0.4%) 1A
 ※ネブライザー
 ※インターナル吸入液 1%2ml 1 管 5 × 6
 ペネトリン吸入液 0.5%0.3ml 30 × 1
 ※経皮的動脈血酸素飽和度測定

注射・処置などの薬剤料は 1 点 10 円区分で算定してください。

必ず記入してください。

他法入院では、公害入院療養指導料は算定できません。

①初診		②時間外・休日・夜間		③医学管理		④在宅	
②1 内服	単位						
②2 頓服	単位						
②3 外用	単位						
②4 調剤	日						
②5 麻毒	日						
②7 調基							
③0 注射	薬剤	1 回					
④0 処置	薬剤	6 回					
⑤0 手麻術酔	薬剤	回					
⑥0 検査	薬剤	6 回	30				
⑦0 画診		回					
⑧0 画像診断		回					
⑨0 その他	薬剤	回					
入院年月日		令和 3 年 3 月 1 日					
⑩入院	病診 ⑩1 入院基本料・加算						
		×	日間				
		×	日間				
		×	日間				
		×	日間				
		×	日間				
	公害入院療養指導料						
		×	日間				
		×	日間				
	清浄空気室管理料		日間				
その他							
小計				① 30 点	② 64 点		
⑪食事	基準	円 ×	回		円		
		円 ×	回		円		
		円 ×	日間		円		
小計				③ 0	円		
合計	④	12 円 × ①		360	円		
	⑤	10 円 × ②		640	円		
	⑥	1.2 × ③		0	円		
	⑦	④ + ⑤ + ⑥		1000	円		
				※ 決 定		円	

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

資料4

<公害診療報酬明細書（入院外） 記載例>

公害診療報酬明細書（入院外） 令和 0:5 年 1:2 月分

2

公害医療手帳の記号番号 名公 0:0 - 0:0:0:0

氏名 公害 健子

①男 2女 1明 2大 ③昭 4平 3:5 年生

公害医療機関の
所在地及び名称名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
環境内科

様式第二号（二）

疾病名	(1) イ 慢性気管支炎 ハ ゼン息性気管支炎	(2) 気管支ぜん息 ニ 肺炎しゅ	診療開始日	(1) 12 年 11 月 7 日 (2) 年 月 日 (3) 年 月 日	診療中止日	診療実日数	4 日
	(2)	(3)					
	(3)						
		(1点15円)点	(1点10円)点				
⑪初診		回					
⑫再診	再診	74 × 4 回	296				
	外来管理加算	52 × 3 回	156				
	時間外	× 回					
	休日	× 回					
	深夜	× 回					
⑬医管学理	公害相談	2 回		56			
	公害外来療養指導			510			
	その他	回	270				
⑭在宅	往診	回					
	夜間	回					
	深夜・緊急	回					
	在宅患者訪問診療	回					
	その他	回					
⑯薬	①内服	56 単位		532			
	②頓服	11 × 4 回	44				
	③外用	× 1 単位		730			
	④処方	8 × 1 回	8				
	⑤麻毒	4 回	204				
	⑥調基	回					
	⑦調基	回	8				
⑰注射	①皮下筋肉内	回					
	②静脈内	回					
	③その他	1 回	49				
	④薬剤	回		35			
⑱処置	薬剤	1 回	12				
⑲手術	薬剤	回		5			
	薬剤	回					
⑳検査	薬剤	4 回	525				
㉑画像診断	フィルム等	1 回	145				
㉒その他	処方せん	回					
	薬剤	回					
小計			① 1717 点	② 1880 点			
合計	③ 15円×①		25755	円			
	④ 10円×②		18800	円			
	⑤ ③+④		44555	円			
			※ 決 定		円		

注意 ※印の欄は、記入しないこと。

レントゲンフィルム等の材料費については
1点10円区分で算定してください。